

第2章 国、都、市等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を強力に推進する。

さらに、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進するとともに、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市

平常時には、市行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整など、発生に備えた対策を推進する。

また、感染症法に基づく発生動向の監視について、東京都多摩立川保健所（以下「保健所」という。）等から情報収集を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、都との連携の下、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、市行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知

識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、罹^り患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

2 新型インフルエンザ等に対応する市の実施体制

平常時には、庁内に「新型インフルエンザ等対策情報連絡会議」を設置し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策を推進する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法により政府対策本部及び都対策本部が設置される。また、緊急事態宣言がされたときは、市は直ちに市対策本部を設置することとなるため、市対策本部について、特措法で定められたもののほか必要な事項を「東大和市新型インフルエンザ等対策本部条例」（平成 25 年条例第 18 号）を制定し、全庁をあげた実施体制を整備している。

この条例に基づき、市対策本部は、政府対策本部及び都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

なお、緊急事態宣言がされない場合であっても、国内で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認されるなど、必要に応じて、市対策本部を設置し、必要な対策を講じることが可能である。

(1) 市対策本部の構成

ア 組織及び職員

- ・ 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- ・ 副本部長は副市長及び教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- ・ 本部員は、議会事務局長、企画財政部長、総務部長、市民部長、子ども生活部長、福祉部長、環境部長、都市建設部長、学校教育部長、社会教育部長、会計管理者及び健康課長の職にある者並びに東京消防庁北多摩西部消防署長（以下「消防署長」という。）又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- ・ 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

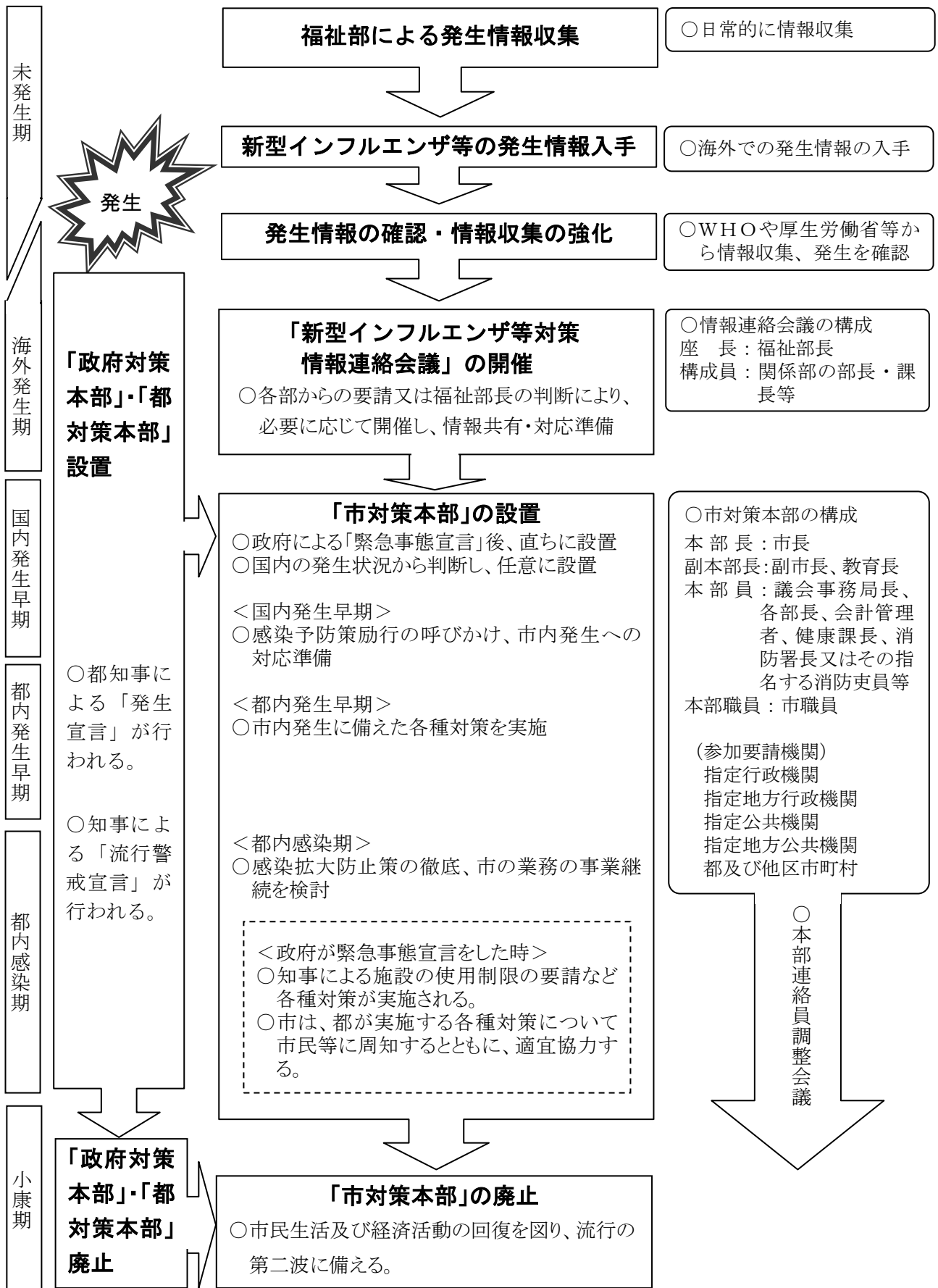
イ 市対策本部会議

- ・ 本部長は必要に応じ本部の会議を招集する。

ウ 本部連絡員調整会議

- ・ 本部長は、必要があると認めたときに本部連絡員調整会議を招集する。

<新型インフルエンザ等対策における危機管理体制>



(2) 市対策本部各部の分掌事務

部の名称	部長に充てる職	部に対応する通常の行政組織	分掌事務
新型インフルエンザ等対策 福祉部	福祉部長	福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の庶務に関する事。 2 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事。 3 感染予防策に関する事。 4 市民、医療機関等からの保健医療分野の相談に関する事。 5 相談体制の整備、調整及び運営に関する事。 6 医療の提供体制に関する事。 7 予防接種の実施に関する事。 8 登録事業者の予防接種（特定接種に限る。）の連絡調整に関する事。 9 国、東京都等との保健医療分野の連絡調整に関する事。 10 医師会等との連絡調整に関する事。 11 社会福祉施設等における感染予防等に関する事。 12 高齢者及び障害者等の支援に関する事。 13 遺体の取扱い並びに埋葬及び火葬に関する事。 14 水道水の安定供給の維持に関する事。 15 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び医療に関する事。
新型インフルエンザ等対策 企画財政部	企画財政部長	企画財政部	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び広聴に関する事。 2 報道機関との連絡及び情報提供に関する事。 3 写真等による情報の収集及び記録に関する事。 4 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財政に関する事。
新型インフルエンザ等対策 総務部	総務部長	総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁舎の入庁管理に関する事。 2 本庁舎の維持管理に関する事。 3 本庁舎の利用者の感染予防等に関する事。 4 私立学校（私立幼稚園を除く。）の感染

部の名称	部長に 充てる職	部に対応する 通常の行政組織	分掌事務
			予防等の連絡調整に関する事。 5 市営住宅の維持管理に関する事。 6 車両の調達に関する事。 7 基幹系システムの維持に関する事。 8 職員の感染予防等に関する事。 9 職員の予防接種（特定接種に限る。）に関する事。 10 職員の動員に関する事。 11 国、東京都等との危機管理の連絡調整に関する事。 12 火災その他災害に対する活動の維持に関する事。 13 市民生活の安全・安心に関する事。
新型インフルエンザ等対策 市民部	市民部長	市民部	1 埋葬許可証及び火葬許可証の発行に関する事。 2 食料及び生活必需品の安定供給のための関係団体との連絡調整に関する事。 3 中小企業及び農業団体等からの相談に関する事。
新型インフルエンザ等対策 子ども生活部	子ども生活部長	子ども生活部	1 子ども生活部が所管する施設の利用者の感染予防等に関する事。 2 子ども生活部が所管する施設の維持管理に関する事。 3 私立保育園、私立幼稚園等との連絡調整に関する事。 4 在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事。 5 自治会との連絡調整に関する事。 6 消費生活対策に関する事。
新型インフルエンザ等対策 環境部	環境部長	環境部	1 野生鳥獣の伝染病の情報収集等に関する事。 2 家畜伝染病の情報収集等に関する事。 3 廃棄物の排出抑制に関する事。 4 湖南衛生組合、小平・村山・大和衛生組合及び東京たま広域資源循環組合との連絡調整に関する事。

部の名称	部長に 充てる職	部に対応する 通常の行政組織	分掌事務
新型インフルエンザ等対策 都市建設部	都市建設部長	都市建設部	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通機能の維持に関すること。 2 道路、橋りょう等の維持管理に関すること。 3 下水道施設の維持管理に関すること。
新型インフルエンザ等対策 出納部	会計管理者	会計課	新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること。
新型インフルエンザ等対策 学校教育部	学校教育部長	学校教育部	<ol style="list-style-type: none"> 1 市立小中学校の児童及び生徒等の感染予防等に関すること。 2 東京都教育委員会との連携に関すること。 3 教育課程の編成の調整に関すること。
新型インフルエンザ等対策 社会教育部	社会教育部長	社会教育部	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育部が所管する施設の利用者の感染予防等に関すること。 2 社会教育部が所管する施設の維持管理に関すること。 3 社会教育関係団体等との連絡調整に関すること。
新型インフルエンザ等対策 協力部	議会事務局長	議会事務局 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関すること。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他部の応援に関すること。